

転入

・ 転出

手続きガイド

これから4月にかけて、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなります。転入や転出の手続きを忘れずに行いましょう。

本人確認書類の提示が必要です

町では、住所異動・住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明等の申請の際に窓口に来られた全ての方の本人確認を行っています。

本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）の提示をお願いします。

問
合
せ

町民福祉課【☎35-1224】
健康保険課【☎35-1222】
高齢者いきいき課【☎35-1243】
子育て共生課【☎35-1236】
税務課【☎35-1220】
くらし安全課【☎35-1226】
教育総務課【☎35-1246】
上下水道課【☎33-4161】
保健センター【☎33-2550】

上里町へ 転入したときは

転入届は、町外から転入した日から14日以内に手続きをしてください。

項目	該当の方・手続き		必要なもの	担当課
☐ 転入届	ほかの市区町村から上里町に住所を移した方		前住所地の転出証明書 (発行された方) 本人確認書類 住基カード・マイナンバーカード (お持ちの方)	町民福祉課 町民係 (③番窓口)
☐ 印鑑登録	転入後に印鑑登録証明書が必要な方 (前住所地の印鑑登録証は転出後使用できません)		登録する印鑑 本人確認書類	
☐ 国民年金	転入届と同時に処理されるため住所変更の手続きはありません。 国外からの転入者は資格の確認をしてください。			健康保険課 医療年金係 (⑧番窓口)
☐ 国民健康保険	前住所地で加入していた方は加入手続き		本人確認書類	
☐ 後期高齢者医療			負担区分等証明書 (県外からの転入者のみ) 前住所地の保険証等の写し	
☐ 福祉3医療	こども医療	申請が必要です。	関係窓口にお問い合わせ ください。	
	重度心身障害者医療			
	ひとり親家庭等医療			
☐ 児童手当	申請が必要です。担当窓口にお問い合わせください。			子育て共生課 子育て支援係 (⑥番窓口)
☐ (特別)児童扶養手当	申請が必要です。担当窓口にお問い合わせください。			
☐ 保育所	申請が必要です。担当窓口にお問い合わせください。			
☐ 町立小・中学校	転入の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。			教育総務課 教育庶務係(3階)
☐ 介護保険	介護認定を受けている方は、窓口にお越しください。		受給資格証明書(お持ちの方)	高齢者いきいき課 高齢介護係(⑩番窓口)
☐ 上里町ナンバープレート	125cc以下の原付等を所有している方は窓口で登録してください。		前住所地の廃車証明書・ 本人確認書類	税務課 資産税係(⑬番窓口)
☐ 上水道	「水道使用開始申込書」を提出してください。(電子申請・FAX可) 電子申請の詳細は、7ページをご覧ください。			上下水道課(2階)
☐ 犬の登録	住所変更の手続きをしてください。		前住所地で発行された鑑札	くらし安全課 生活環境係(2階)
☐ 乳幼児予防接種予診票	差替えが必要です。		母子手帳	保健センター
☐ 妊産婦健康診査助成券 新生児聴覚スクリーニング 検査助成券	差替えが必要です。		母子手帳・ 前住所地で交付された助成券	

上里町から 転出するときは

転出届は、町外へ転出する日が決まったらあらかじめ、または転出してから14日以内に手続きをしてください。

項目	手続き		担当課
☐ 転出届	転出先の市区町村に提出する転出証明書を交付します。 マイナンバーカードが交付されている方はお持ちください。 ※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからも転出の届出が可能となります。詳しくはデジタル庁ホームページをご覧ください。  ▲デジタル庁HP		町民福祉課 町民係 (③番窓口)
☐ 印鑑登録	転出により印鑑登録が廃止になりますので、印鑑登録証(カード)を返却してください。		
☐ 国民年金	上里町での手続きはありません。転出先で住所変更の手続きをしてください。 国外への転出は、資格喪失の確認をしてください。		—
☐ 国民健康保険	保険証等を返却してください。		
☐ 後期高齢者医療	保険証等を返却してください。 「保険証等の写し」または「負担区分等証明書(県外転出の方)」をお受け取りください。		健康保険課 医療年金係 (⑧番窓口)
☐ 福祉3医療	こども医療(青)	受給者証を返却してください。 	町民福祉課 社会福祉係 (⑤番窓口)
	重度心身障害者医療(橙)		
	ひとり親家庭等医療(緑)		
☐ 児童手当	転出の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。		子育て共生課 子育て支援係 (⑥番窓口)
☐ (特別)児童扶養手当	転出の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。		
☐ 保育所	転出の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。		
☐ 町立小・中学校	転出の手続きが必要です。担当課にお問い合わせください。		教育総務課 教育庶務係 (3階)
☐ 介護保険	介護認定を受けている方は、窓口にお越しください。 「介護保険受給資格証明書」をお渡しします。		高齢者いきいき課 高齢介護係(⑩番窓口)
☐ 上里町ナンバープレート	125cc以下の原付等を所有している方は廃車手続きをしてください。 (必要なもの：ナンバープレート・本人確認書類) 		税務課 資産税係(⑬番窓口)
☐ 上水道	「水道使用中止届」を提出してください。(電子申請・FAX可) 電子申請の詳細は、7ページをご覧ください。		上下水道課 (2階)
☐ 犬の登録	上里町での手続きはありません。 上里町で発行された鑑札をお持ちになり、転出先の市区町村にて住所変更の手続きをしてください。		—
☐ 乳幼児予防接種予診票	差替えが必要です。転出先で手続きをしてください。		保健センター
☐ 妊産婦健康診査助成券 新生児聴覚スクリーニング 検査助成券	差替えが必要です。転出先で手続きをしてください。		

～物価高騰の影響を受けている町民および事業者への支援～

上里町 町独自支援策のお知らせ

総額 約1億 8,734 万円

町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を鑑み、物価高騰支援策を下記のとおり実施いたします。

1 上里町住民税非課税世帯給付金 約1億2,001万円

(1) 住民税非課税世帯への給付金

対象者…基準日(令和6年12月13日)において本町に住民登録があり、令和6年度住民税が非課税の世帯
 支給金額…1世帯あたり3万円

(2) 低所得者の子育て世帯への追加給付金

対象者…基準日(令和6年12月13日)において本町に住民登録があり、令和6年度住民税が非課税の世帯
 (上記(1)の世帯)の内、18歳以下の児童を扶養している世帯
 支給金額…児童1人あたり2万円

実施時期…上記給付金に該当する方へ、令和7年4月上旬に通知を発送します。

問合せ…町民福祉課社会福祉係【☎35-1224】

2 上水道経営健全化事業(物価高騰対策 水道基本料金等減免) 約6,733万円

事業内容…水道基本料金およびメーター使用料について減免を行うことで、生活者および事業者の支援を行います。

対象者…上里町上下水道事業の水道使用者(一般家庭・店舗併用住宅・事業所など)

期 間…令和7年4月～7月請求分を減免

※本減免に関し、手続き等は不要です。

問合せ…上下水道課業務係【☎33-4161】



上里町コミュニティバス「こむぎっち号」の再編について

令和7年4月1日から新たに上里町デマンド交通を導入することにより、上里町コミュニティバス「こむぎっち号」は中央ルートのみとなります。

また、運行日についても日曜日から水曜日、金曜日、土曜日(祝日含む)とし、連休日を木曜日および年末年始(12月29日～1月3日)に変更いたします。

なお、町内在住70歳以上の方が対象となっている高齢者無料パスについては、再編後も利用できます。



▲町HP
 上里町コミュニティバス
 「こむぎっち号」の再編に係る詳細について

再編に伴う一部停留所の変更点

バス停留所について、再編に伴い下記のとおり変更となります。4月1日以降の利用にあたっては十分にご注意ください。

- ①「イオンタウン」を移設(右図参照)
- ②「保健センター」を廃止
- ③「農協前」を廃止
- ④「群馬銀行」の名称を「あおぞらパーク南」へ変更
- ⑤「カインズホーム」の名称を「カインズ」へ変更

問合せ…総合政策課政策調整係【☎35-1238】



①「イオンタウン」停留所の移設図

交通安全広報大使に金杉記明氏が再委嘱されました

2月1日(土)、金杉記明氏(東町)が地域での活動などを評価され、交通安全広報大使に再委嘱されました。

交通安全広報大使は、年間を通じて交通事故抑止活動と官民一体となった広報啓発活動を展開するため、警察署長と市町村長の連名により委嘱されるものです。

交通安全に関わる街頭キャンペーンやイベントの参加、各種広報媒体を通じた情報発信活動を行っていただきます。大使・警察・行政・住民が一体となって、交通事故ゼロのまちを目指しましょう。

問合せ…暮らし安全課生活環境係 **【☎35-1226】**

新入学児童等の交通事故防止について

令和7年2月1日(土)から4月5日(土)は新入学児童等の交通事故防止の推進期間です。春になると、交通ルールに慣れていない新入学児童等が道路を利用します。保護者の皆さま、そしてドライバーの皆さまはこどもたちを見守っていただき「おもいやり運転」をお願いいたします。

保護者の皆さまも交通ルールを順守し、ご家庭内でも繰り返し交通安全教育を実施して、交通事故に遭わないように気を付けましょう。また、入学前にお子さんと一緒に通学路を歩き、道路の正しい歩き方、信号の正しい見方など、基本的な交通ルールを理解できるようご指導をお願いします。

問合せ…暮らし安全課生活環境係
【☎35-1226】



町長コラム

山下 博一



78

上里町「こどもまんなか」

宣言の表明

先月6日に上里町は、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の考えに賛同し、「こどもまんなかサポーター」として、全力で取り組むことを宣言しました。

「子育てするなら、やっぱりかみさと」と感じてもらい、すべてのこどもや若者たちが幸せに暮らせるよう、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、町全体で「こどもまんなか」に取り組めます。

また、同日に「善き前例とともにつくる」を経営理念とする、「株式会社官民連携事業研究所」と、「官民連携促進に関する連携協定」を締結しました。

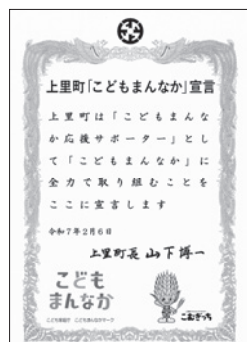
本協定を通じ、町の将来像である「ひと・まち・自然が共に輝くハーモニータウンかみさと」を念頭に、「選ばれるまち、住み続けたいまち」の実現に向けて、官と民の力を合わせ、さまざまな課題解決や、地域の持続的発展に寄与する各種事業を促進していきます。なお、今回の連携協定は全国で57自治体目、埼玉県内では2自治体目であり、町村では初となります。

具体的な連携内容は、以下のとおりです。

- ・課題解決等に寄与する企業の紹介に関すること
 - ・官民連携のための助言を提供すること
 - ・官民連携事例の情報発信に関すること
 - ・官民連携に関するプラットフォーム・データベースの利用に関すること
 - ・右記に掲げるもののほか、協定の目的を達成するために必要と認められることなどです。
- 本宣言および協定をもとに、「子育て支援日本一」を目指した取り組みを、より一層拡充してまいります。



▲協定式写真



▲宣言書